

高松市少年育成委員各位

高松市少年育成センター
所長 米谷利彦
(公印省略)

高松市少年育成委員業務要領の改正について（通知）

春暖の候、貴殿におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、青少年の非行防止及び健全育成活動に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、「高松市少年育成委員業務要領」を別紙のとおり改正し、令和5年4月1日から施行いたします。なお、主な改正点及び改正理由は下記のとおりです。

誠に恐縮ではございますが、事情を御賢察の上、御了承くださいますようお願い申し上げます。

記

1 主な改正点

(1) 街頭補導に対する支払

ア 支払科目

(旧) 報酬

(新) 謝金

イ 支払額

(旧) 1回につき850円（月の上限1,700円）

(新) 1回につき825円（月の上限1,650円）

※ 改正後も、給与所得の源泉徴収税額表が適用され、所得税が差し引かれます。

※ 令和5年3月31日以前の街頭補導に対する支払いについては、改正前の支払科目及び支払額が適用されます。

※ 街頭補導に参加しない警察署及び大規模小売店舗所属の少年育成委員については、該当しません。

(2) 補償

(旧) 災害補償

(新) 傷害補償

※ 補償内容に変更はございません。

(3) 個人情報の取扱い

(旧) 職務上知り得た秘密については、守秘義務が課せられます。

(新) 少年育成委員の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

※ 市長に委嘱された者として、引き続き責任ある行動をお願いします。

2 改正理由

上記1(1)ア、(2)及び(3)については、本市財政当局の指摘を受け、少年育成委員の身分を整理した結果、特別職の公務員には該当しないとの結論を得たため、改正するものです。

また、上記1(1)イについては、本市の厳しい財政状況に伴い見直しを行った結果、改正するものです。

<お問い合わせ先>

高松市番町一丁目8番15号 高松市少年育成センター（担当：徳田、辻）

TEL：087-839-2635 FAX：087-839-2624

E-mail: ikusei@city.takamatsu.lg.jp